

が出すべきである。

、その他、物品管理法の制定（昭和三十一年五月）にともなう、図書館資料の問題、すなわち図書の消耗品扱いについての館界の強い要望があつたが、放置しておくと事態は一層きゅうくになりそうである。また強力なラジオ・映画等の商業マスコミに対する対策、ベストセラーをねらう商業的出版傾向の濁流の中で読者の大衆化を図書館

## 第二節 県立図書館の活動をどう進めたか

県立図書館が各方面よりの強い要望に対し昭和三十二年度予算の限られた規模においてなやみながらも歩みつづけてきた姿を次に述べる。

一、県立図書館舎の建築と体制の整備  
多年の願望であった県立図書館がいよいよ福島市松木町一番地に建築されことになった。同時に現存する市公会堂、公民館等は移築取扱して同敷地内に福島市があらたに、市公会堂、公民館を建築することにする。ともに昭和三十二年に着工していく。図書館が学術文化の向上のための施設として、また図書館法第三条に示された奉仕活動の拠点として、建築と相まって図書館業務の分析と編成、蔵書と利用者層の分析と対策、分館、配本所、移動図書館のサービス網等に再検討を加え、年次計画的にこれが体制の整備を期していきたい。

### 三、県内全地域に対する図書館奉仕

県立図書館が県費運営の公共図書館であるかぎり、県内全域に図書館サービスをおよぼすべきは当然があるので、分館



Category	Number of Books (冊)
記載	~200
哲學	~500
工業	~700
社會科學	~1,200
自然科學	~400
工業學	~500
產業	~600
玄學	~800
語學	~300
文學	~4,000
學術	~3,600

いかにすべきか。これら図書館界は解決すべき多くの課題に直面しているが、結局図書館法の改正に集約される面が多い。そして図書館法改正のためには、その背景に図書館についての総合計画（ナショナルプラン）が存在することが望ましい。

#### 四、青少年巡回文庫の実施

青少年の健全な健発をはかるため主として読書に恵まれない地域を対象として、青少年巡回文庫を開設し、県教委事務局を通じ県教委事務局出張所に連絡の上、八十箱を編成して出張所に送付し、読書グループの育成と青少年団体活動の促進に資していきたい。

五、館內奉仕活動

奉仕の重点をどこにおき、どのような活動をしたか。

公共図書館の性格上、利用者の主体は常に一般成人に求めるべきである。

県立図書館においても依然として学生利用者が圧倒的に多い現状にかんがみ今年六月から八月にかけて、本館所在地

住の一般成人が、どのような読書生活を

嘗み図書館に対しどんな関心を示してい  
るかについての実態

利庫用

た。その集計と評価  
にもとづき公共図書  
館利用者層の分析と  
貸出文庫会員の分析  
を試みる。  
〔文庫会員登録状況  
～3月12日  
20-30歳〕  
47回

食利者層の分析と  
対策を究明した結果  
県立図書館館内奉仕

係の在り方としては  
奉仕の重点を左記事

項におき、地域住民の健全なる読書によって、地域の文化向上、産業振興、生

活改善等に役立つ関係資料を整備し万全を期すようにつとめている、今年は第一回の試みでその成果はむしろ今後の努力如何にある。

各種資料の収集、蔵書構成に再検討を加え、つとめて一般成人の求めに応ずるごとく受入態勢を整え、また貸出手続きの簡素化を検討中である。

## (2) 参考事務（読書相談）の拡充強化

(1) 県下全般にわたる産業界発展のため  
主導権強め、生活の合理化等で寄与する

生産地別 生活の合理化等の各章で、図書資料の紹介、これら関係事項の調査結果、参考文献等を載せた。

査 各種文獻のをせん等口頭・電話  
・文書による依頼に応ずるため、参考

係の利用普及につとめた結果、文書による依頼件数だけでも今年は昨年よりも二十四件増加し、県内・県外は勿論、